

令和6年度

松前町空家等

除却支援事業補助金を活用しませんか？



空家の解体撤去の費用を、町が一部補助しますので、適正な維持管理ができずにお困りの方は、補助金をご活用ください。

※ご利用を検討される方は、補助要件の確認及び添付書類をご案内しますので、事前の相談をお願いします。

空家などを放置すると、防災・防犯・衛生などで近隣の方に迷惑をかけちゃう！損害が生じたら、空家の所有者などが責任を問われることもあるよ！



一 補助金の概要

① 補助の対象となる空家

- ① 居住その他使用されていない状態でおおむね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- ② 建築後おおむね30年以上経過している住宅
- ③ ほかの公的補助金の交付を受けていないこと

② 申請できる方

- ① 空家の所有者（個人）
 - ② 空家の所有者の相続権利者
- ※①または②のいずれかの者で、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと

③ 補助の対象となる工事

- ① 対象となる空家などの全部を除却し、所有地を更地にする工事
- ② 町内の解体業者に依頼して行う工事

※解体業者は、建設業法に基づき解体工事の許可または、建設リサイクル法に基づき解体工事の登録を受けた業者で、法律等に基づきアスベスト対策を遵守していること

④ 補助金額

補助対象経費の2分の1（税抜きで千円未満は切捨て）で、上限は60万円です。
※申請者が多数の場合は、予算の範囲内で危険度の高い住宅などを優先して補助を決定します。
要件を満たしていても補助金が交付されない場合もありますので、ご了承ください。

■ 申請受付期間

4月1日(月)～7月31日(水)

■ 申請方法

役場町民課へ申請書などを提出

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■ 交付(不交付)決定通知

9月下旬

■ 工事期間

9月下旬～
令和7年3月中旬

※交付決定通知後に着手してください。

■ 補助金の支払い

工事終了後、実績報告書を提出してもらいます。その後、補助金額が確定してからお支払いします。

■ 相談・申込・問

松前町役場

町民課生活環境係

〒049-11592

松前町字福山248番地1

☎42-2633

ホームページはこちらから

松前町ホームページ

↓
くらしの情報

↓
くらし

↓
松前町空家等除却
支援事業補助金



町HP